

## イノベーション交流会 会則

制定 令和元年7月24日  
改正 令和2年9月1日（イ）  
改正 令和4年4月1日（ロ）  
改正 令和5年2月1日（ハ）  
改正 令和5年5月1日（二）  
改正 令和6年4月15日（ホ）  
改正 令和7年4月17日（ヘ）

### （名称）

第1条 本交流会は、「イノベーション交流会」と称する。（以下「本交流会」という）

### （目的）

第2条 人口減少や、老朽化社会インフラの増加といった社会問題に対応し、より安全で安心・快適な高速交通サービスを安定的かつ効果的、効率的に提供して行く必要がある。また、IoTやビッグデータ、AI（人工知能）等の進展など社会環境が劇的に変化している。このような背景を踏まえて、高速道路が抱える課題を捉え、これまで培ってきた技術の蓄積と併せて、将来の課題を解決するべく、従来の枠組みを超えた新しい高速道路保全管理・お客さまへのサービス（以下「高速道路保全事業運営」という。）の改革をオープンイノベーションで推進していくことを目的とする。

### （事業）

第3条 本交流会は、前条の目的を達成するために、以下の事業（以下「本事業」という）を行うものとする。

- 一 高速道路保全事業運営の改革推進に向けた情報の収集・発信
- 二 高速道路保全事業運営に関する社会ニーズの集約
- 三 高速道路保全事業運営に関する技術シーズの集約
- 四 高速道路保全事業運営の改革を推進する為の実証実験の実施
- 五 その他、本交流会の目的を達成するために必要な事業

### （役員）

第4条 本交流会は、役員として、会長1名、副会長1名以上、運営委員若干名、及び事務局長を置く。役員には、会長からの任命書を通知することとする。（イ）（ヘ）  
2 会長は、中日本高速道路株式会社（以下「NEXCO中日本」という。）が選任する。  
3 副会長は、会長が選任する。  
4 運営委員会の運営委員は、会長が選出する。（ヘ）  
5 事務局長は、NEXCO中日本が選任する。

### （職務）

第5条 会長は、本交流会を代表し、本事業を統括する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故のあるときはその職務を行ふ。  
3 運営委員は、運営委員会の構成員として、本交流会の事業に関する重要事項について審議する。（ヘ）  
4 事務局長は、事務局を統轄する。

(任期)

- 第6条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後、新たに役員が選任されるまでは引き続きその職務を行う。
- 2 会長及び副会長に辞任すべき事由が生じた場合は、会長は事務局長に、副会長は会長に、それぞれ届け出るものとし、その日付をもって本交流会の役職を辞任したものとする。

(会員の対象)

- 第7条 本交流会の会員は、本会則に賛同し、第3条に規定する事業に参加、推進する企業、団体とする。ただし、会長及び副会長はその性質上この限りではないものとする。 (へ)

(会員種別) (へ)

- 第8条 会員は、企業会員、学術会員及び公的会員で構成される。 (へ)
- 2 企業会員とは、会員のうち、国内外の企業として参加している会員をいう。
- 3 学術会員とは、会員のうち、大学、研究機関等として参加している会員をいう。
- 4 公的会員とは、会員のうち、行政、地方自治体として参加している会員をいう。
- 5 会員は、国内外における各種の事業実績等を踏まえて運営委員会で承認される。
- 6 会員は本交流会から情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。
- 7 会員は、本交流会の事業活動について、運営委員会に対して要望を提案することができる。

(役員及び会員の義務)

- 第9条 役員及び会員は本会則及び運営委員会の決議事項を遵守しなければならない。 (へ)
- 2 役員及び会員は本交流会を通じて取得した一切の情報を、第2条に定める目的以外に使用してはならず、会員以外の第三者に対して開示又は漏洩しないものとする。ただし、運営委員会による審議の上承認を得た場合についてはこの限りではない。 (へ)

(入会及び会員資格)

- 第10条 本交流会に入会を希望するものは、本交流会のホームページからダウンロードした入会申込書を事務局に提出することで、入会申込みを行うこととする。 (へ)
- 2 会員の入会については、第14条に規定する運営委員会の承認をもって入会を決定するものとする。但し、入会申込み後、運営委員会による承認までの間は、事務局長の承認により「仮会員」として運営委員会が別途定めた会議等に出席・傍聴することができる。
- 3 会員資格は事業年度毎に自動更新される。

(退会・除名)

- 第11条 退会を希望する会員は、退会届を会長に提出することで退会することができる。
- 2 会員が第21条に規定する会費の納入に関して、次の各号に該当すると認められるときは、会費が未納となった年度に遡って退会したものとみなす。 (二)
- (1) 年度開始時点で入会済みの会員が第20条に規定する会費を8月31日までに納入せず、事務局の督促後、なお会費の納入日を9月30日までに明確にできないとき (二)
- (2) 年度途中で入会した会員が第20条に規定する会費を請求書発行から2ヶ月以内に納入せず、事務局の督促後、なお1ヶ月以内に会費の納入日を明確にできない、もしくは3月31日までに納入できないとき。 (二)

- 3 加入する企業、団体が解散した場合は、当該日をもって退会したものとする。  
(ヘ)
- 4 本会則を遵守しないとき又は本交流会の名誉を棄損する行為があったとき若しくは次の各号に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。
  - (1) 会員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は会員の役員及び従業員等が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員、以下同じ）であるとき。
  - (2) 会員、会員の役員、従業員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用しているとき。（ハ）
  - (3) 会員、会員の役員、従業員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。（ハ）
  - (4) 会員、会員の役員、従業員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。（ハ）
- 5 その他、運営委員会が会員として不適格と認めた場合は、会員はその日をもって退会したものとする。

#### （活動報告会）

- 第12条 活動報告会は原則として毎年度1回開催し、会長が召集する。
- 2 活動報告会の議長は会長が務める。
  - 3 活動報告会は、本事業の運営計画及び運営報告などについて報告を行う。

#### （臨時活動報告会）

- 第13条 会長は、必要があると認めるときは、臨時活動報告会を開催することができる。

#### （運営委員会）

- 第14条 本交流会に運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、会長、副会長、運営委員、及び事務局長から構成される。
  - 3 運営委員会は、四半期に一度程度、会長又は事務局長が招集し、会長又は事務局長がその議長となる。
  - 4 運営委員会は、本交流会の運営計画、運営報告、会計監査人の選任、勉強会の設置・解散、会員からの提案等、運営に関する重要な事項を審議決定する。（イ）
  - 5 運営委員会は、運営委員会全構成員の過半数出席をもって成立する。その際、オンライン出席及び委任状による代理出席を妨げない。（ヘ）
  - 6 会長又は事務局長の発意により、書面または電子メールによる運営委員会を開催することができる。この場合、運営委員会構成員からの回答をもって出席とみなし、全構成員からの回答をもって、書面または電子メールによる運営委員会は成立するものとする。書面または電子メールによる運営委員会においても、通常の運営委員会同様、議決を取ることができる。

#### （勉強会）

- 第15条 本交流会は、必要に応じて勉強会を設置及び廃止することができる。勉強会は運営委員会の決定によって設置及び廃止される。
- 2 勉強会は、それらの目的に対して意欲ある会員から構成される。
  - 3 各勉強会に所属する会員の資格及びその承認は運営委員会で決定する。
  - 4 勉強会は原則1年を期間として活動し、運営委員会の承認をもって期間を延長できるものとする。
  - 5 各勉強会は必要により運営委員会の承認をもって勉強会毎に細則を定めることが

できることとする。

(部会)

- 第16条 各勉強会においては、必要に応じ、運営委員会の承認により、個々に部会等を設置及び廃止することができる。
- 2 部会は、勉強会の管理のもと、各実証活動や調査活動を行う。
  - 3 部会では、部会参加会員からの提案があり、事務局によって参加必要性が認められれば、本交流会の会員でない企業・団体等であっても、その会員の管理のもと、実証活動に参加できるものとする。ただし、本交流会の会員でない企業・団体等が参加できるのは、その参加が認められた部会の実証活動のみとし、当該部会以外の活動報告会、運営委員会、勉強会等の各種会議には原則参加できないものとする。非会員に対しては、会員との秘密保持契約等の締結を通じて本会則第9条を準用させることとする。

(事務局)

- 第17条 事務局は、NEXCO中日本が選任する事務局長と数名の事務局員により構成され、本会則に則って、本交流会の業務を遂行するものとする。
- 2 事務局運営に関する必要な事項は運営委員会の決議にて決定する。

(情報の伝達・個人情報の保護・秘密保持)

- 第18条 本交流会は各種伝達手段により、会員へ本交流会の活動状況を伝達する。
- 2 本事業において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員間において開示されるすべての情報は、他の会員に開示することができる。
  - 3 本事業において、秘密として特定する情報を開示しようとする場合、当該開示に係る会員間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取り扱いを定めることを原則とする。

(知的財産権の留保及びその取扱い)

- 第19条 会員は、前条の規定により開示する情報については、自己の有する知的財産（事業財産権、ノウハウ及び著作権その他自己が所有するもの）に係る権利を留保するものとし、当該情報の開示は、当該知的財産に係る権利に基づく実施又は利用の許諾若しくは移転をするものと解釈してはならない。
- 2 前条第2項の規定に基づき、秘密の情報の開示を受けた当事者が、その情報に基づき発明等をなしたときの取扱いは、当該秘密保持契約等の契約の定めによるものとする。

(事業年度)

- 第20条 本交流会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。 (ヘ)

(会費)

- 第21条 会員は毎年度本交流会が別途定める額を納入する。 (口)
- 2 会員は、当該事業年度の会員種別に応じた会費を納入しなければならない。
  - 3 会費の月割り計算は行わず、既に納入した会費は返還しない。
  - 4 会費の請求・管理など会費に係る事務については、事務局が行うこととする。
  - 5 本交流会において、特別の事業を行なおうとする場合には、運営委員会で評議し活動報告会で議決のうえ会員から臨時費を徴収することができる。

(運営計画)

- 第22条 本交流会の運営計画は、毎事業年度開始の日から3ヶ月以内に運営委員会の承認を受けなければならない。

- 2 第1項の規定による運営委員会の承認を得た運営計画を変更する場合は、運営委員会で決議する。
- 3 事務局は、当該事業年度の収入及び使途並びに経理状況を運営委員会に報告しなければならない。

(会計監査人) (イ)

第22条の2 イノベーション交流会には、会計監査を行う会計監査人を置く。

- 2 会計監査人は、役員以外から、運営委員会の決議をもって1名以上を選任する。
- 3 会計監査人の任期は事業年度の開始から終了までの1年とし、再任を妨げない。
- 4 会計監査人は、イノベーション交流会の会計に関する適正性、適法性を監査するとともに、前条第2項及び第3項に関する監査報告書を作成し、運営委員会に報告する。

(活動報告)

第23条 本交流会及び会員が外部に本交流会の活動を報告する場合は、運営委員会の承認を受けなければならない。

(会則の改正)

第24条 本会則は、運営委員会の決議により改正することができる。

(解散)

第25条 本交流会は運営委員会の決議により解散することができる。

- 2 本交流会は、運営委員会による延長の決議が無い場合は、令和12年度末をもって解散することとする。尚、延長の決議がなされた際は、延長の期間もしくは期限を明示することとする。(木)
- 3 解散した場合、残余財産は運営委員会の決議に従い処分する。

(協議)

第26条 本会則に定めのない事項又は本会則の解釈に疑義が生じた場合については、運営委員会の決議をもって円満にこれを解決するものとする。

(実施細則)

第27条 本会則の実施に際して必要な事項は、運営委員会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

この会則は、本交流会設立の日（令和元年7月24日）から施行する。

附 則 (イ)

この会則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (ロ)

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (ハ)

この会則は、令和5年2月1日から施行する。

附 則 (二)

この会則は、令和5年5月1日から施行する。

**附 則（木）**

この会則は、令和6年4月15日から施行する。

**附 則（ヘ）**

この会則は、令和7年4月17日から施行する。

(別紙)

**イノベーション交流会年会費一覧（口、木、ヘ）**

組織区分（※1）	年会費（※2）
企業会員 (入会4年目以降)	50,000円
企業会員 (入会3年目)	60,000円
企業会員 (入会2年目)	80,000円
企業会員 (入会初年目)	100,000円
学術会員	無料
公的会員	無料

※1 「入会〇年目」とは、会員が入会した年数を示し、その年数は、会則第20条に示す事業年度で計算される。（ヘ）

※2 年会費の消費税は不課税です。

※ 前年度の活動内容及び会則第22条（運営計画）に応じて、年会費を改定する場合がある。